

合志市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年9月10日(火)午後1時30分から午後2時10分

2 開催場所 市役所2階大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	14 番	福 嶋	求仁子
委 員	1 番	平 山	和 敬
"	2 番	清 原	啓 喜
"	3 番	上 野	育 夫
"	4 番	平 野	昭 代
"	5 番	高 島	一 久
"	6 番	村 上	幸 記
"	7 番	長 野	昌 治
"	8 番	齋 藤	典 夫
"	10 番	城	英 夫
"	11 番	青 木	恵 夫
"	12 番	岡 田	政 広
"	13 番	坂 口	正 子

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第4号議案 あっせん委員の指名について

第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用(届出)について

第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用(届出)について

6 農業委員会事務局職員

局 長 坂 上 範 行

次 長 上 野 茂

主 幹 上 村 恭 子

○事務局長 それではただいまより令和6年9月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、福島会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（福島求仁子君） 皆様こんにちは。今日は曇り空なので少し気持ち的に気温が下がっているような気がしますけれども、暑さも彼岸までとは言いますが、もうしばらく続きそうな気がいたします。今年の夏は本当に暑かったので、皆さんが乗り切ってこられて、本当によかったなと思います。8月は利用状況調査を皆さんにお願いし、暑い中での調査でしたが明日が締切になっておりますので、提出していただきまして本当にありがとうございました。

また、皆さんのテーブルの上に地域農業・農地の将来を話し合うということで地域計画の策定について農政課よりお配りしてあります。認定農業者と人農地プランに関わる方にお配りしているところですが、台風で2回延期になっております。2回開催されていますが参加が少なかったのでぜひ参加していただきますようお願いいたします。

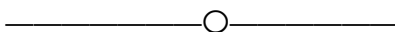
それでは9月総会になりますので、最後まで慎重審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は農業委員13名全員がご出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、過半の委員がお揃いでございますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

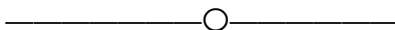
では、この後の議事につきましては、会議規則により会長より進行をお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何かご意見やご質問などがあれば、挙手により発言をするようお願いいたします。



（１）議事録署名者

○議長（福島求仁子君） それでは、3の議事に入ります。議事録署名者につきましては、11番青木委員、12番岡田委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。



（２）農家調査及び現地調査員

○議長（福島求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員1番平山委員、7番長野委員、8番齋藤委員、13番坂口委員、推進委員8番山田委員、9番林委員、21番内平委員以上7名の委員さん方へ適宜意見をお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

（３）議案

○議長（福島求仁子君） それでは議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。
所有権移転番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。

所有権移転番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は贈与でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』3ページの斜線部分が申請地です。図の中央部分、塩浸川の西側に位置する農地です。

4ページが申請地の現況写真です。

次に5ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。

次に6ページをお開きください。こちらは所有権移転の調査書です。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため該当しません。

第6号の地域との調和要件は、申請地はこれまで田として利用しており、許可後も同様に水稻を作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

事務局からは以上です。

○議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の推進委員7番、長野委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（長野昌治君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。9月2日の午前9時00分頃、私と林推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は親から子への贈与です。

申請地はこれまで、申請人とその父が作付けしており、今後は申請人へ経営移譲されとのことで今回の申請になりました。

許可後も同様に田として利用する予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1について、承認することに異議

が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第 1 号議案、農地法第 3 条第 1 項の規定による、所有権移転番号 1 は原案のとおり可決されました。

- 議長（福嶋求仁子君） 続きまして第 2 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号 1 につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の 2 ページをお願いいたします。

所有権移転番号 1 の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は貸駐車場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の 7 ページをお願いします。図面中央右側の赤枠点線部分がバイクスクールの事業敷地で現在駐車場が無いことから、農地を転用して駐車場を整備することを計画されています。太枠斜線部分が所有権移転番号 1 の申請地で、南原住宅の南側、県道熊本菊鹿線の東に位置する農地です。

8 ページが申請地の現況です。

9 ページが配置図です。申請者は土木工事業や不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、バイクスクールを運営する個人事業主の出資者となっているため、バイク運搬のための大型車両 2 台、普通乗用車 20 台分の駐車場を整備し無償で貸し出す計画です。

10 ページをお願いします。まず、括弧 1 の立地基準についてですが、次の 11 ページにお示ししておりますとおり、申請地は約 6ha の農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない 10ha 未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第 2 種農地となり許可可能です。

括弧 2 の一般基準についてですが、

1 の資力及び信用から 11 の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。事務局の説明に関連しまして、担当地区の 1 番 平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

- 1 番（平山和敬君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和 6 年 9 月 2 日の午前、私と内平推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の東側を除き周囲は農地に接しておりますが、周囲の営農に影響がでないように砂利敷きなどの施工はせず、芝のままで整備されるそうです。畦畔も施工し、土砂流出に留意することですので特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の12ページをお願いします。図面中央の赤点線部分を含めた区域が開発区域となり、太枠斜線部分が番号2の申請地で、西合志中学校及びルーテル学院クラウンドの東に位置する農地です。

次の13ページが申請地の現況です。

14ページが配置図です。申請者は建築工事や不動産業等を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地4区画を整備する計画です。

15ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の16ページにお示ししておりますとおり、申請地は約0.1haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。事務局の説明に関連しまして、担当地区の1番 平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

- 1 番（平山和敬君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年9月2日の午前、私と内平推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の一部に農地が接しておりますが、周囲には擁壁やコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

- 議長（福島求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

- 議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第 2 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、所有権移転番号 2 について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

- 議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第 2 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、所有権移転番号 2 は原案のとおり可決されました。

- 議長（福島求仁子君） 続きまして第 2 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号 3 につきまして、事務局に説明を求めます。

- 事務局 それでは説明申し上げます。議案書の 3 ページをお願いいたします。

所有権移転番号 3 の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の 17 ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号 3 の申請地で、ユーパレス弁天の西側にあり、県道熊本菊鹿線の西に位置する農地です。

次の 18 ページが申請地の現況です。

19 ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を売買により譲り受け、個人住宅を建築する計画です。

20 ページをお願いします。まず、括弧 1 の立地基準についてですが、次の 21 ページにお示ししておりますとおり、申請地は東側前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね 500m 以内に医療施設である「いけざわこどもクリニック」及び「いそどり歯科」が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね 500m 以内に 2 つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第 3 種農地となり許可可能です。

括弧 2 の一般基準についてですが、

1 の資力及び信用から 11 の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況に

ついてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。
事務局からは以上でございます。

○議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の13番 坂口委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（坂口正子君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年9月2日の午前、私と緒方推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の西側に農地が接しておりますが、周囲には擁壁やコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

○8番（高島一久君） 隣との境界はわかっていますか。

○議長（福島求仁子君） はい、坂口委員。

○13番（坂口正子君） 隣との境界は里道になっています。

○8番（高島一久君） あれは里道ではなく排水路。道ではない。ユーパレスの水を引いていた。排水路は隣と折半して整備した。U字溝が下に埋まっている。

○事務局 字図を見ると里道になっている。過去の国土調査により道になっている。

○8番（高島一久君） 道であればいい。

○議長（福島求仁子君） 譲受人には事務局よりしっかり説明をしていただきますようお願いします。

○議長（福島求仁子君） ご質問がありましたことを踏まえて、採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福島求仁子君） ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3は原案のとおり可決されました。

- 議長（福島求仁子君） 続きまして第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号4につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号4の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、親子間の贈与による所有権移転です。

議案書別紙の22ページをお願いします。図面中央左側の太枠斜線部分が番号4の申請地で、人権ふれあいセンターの北側にあり、鶴川の北に位置する農地です。

次の23ページが申請地の現況です。

24ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を贈与により父から譲り受け、個人住宅を建設する計画です。

25ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の26ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

- 議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の8番 齋藤委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

- 8番（齋藤典夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年9月2日の午前、私と山田推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の北側と西側は農地に接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのこと、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

- 議長（福島求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

- 議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号4について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長(福島求仁子君) ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第 2 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、所有権移転番号 4 は原案のとおり可決されました。

○議長(福島求仁子君) 続きまして第 3 号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書 4 ページをお開きください。

 第 3 号議案 農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

 次の 5 ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の 9 月総会分、右側が令和 6 年 1 月、第 1 回からの利用権設定面積の累計数になります。

 次の 6 ページは利用権設定等状況一覧表・所有権移転関係の説明です。

 次に 7 ページをご覧ください。今回の利用権設定等状況一覧表です。利用権設定総合計の面積は 7,388 ㎡です。

 次の 8 ページをご覧ください。

 今月の利用権設定申出書・計画書の件数は 3 件です。

 すべて新規です。

 貸入・借入、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a 当りの賃借料の順に説明いたします。

番号 1、賃借権、小玉スイカ	10 年	11,000 円
番号 2、賃借権、栗	5 年	3,400 円
番号 3、賃借権、モリンガ	5 年	13,000 円 (2 筆)

 次は中間管理機構を通じた貸し借り、一括方式について説明いたします。

 利用権設定 (中間管理機構) 【一括方式】をご覧ください。

 内容について説明いたします。

 番号 1 番、賃借権、利用内容は水田、利用期間は 10 年、賃借料は 15,000 円です。

 次の 10 ページをご覧ください。所有権移転です。

 3 件あります。

 以上第 3 号議案は農業経営基盤強化促進法第 19 条第 4 項の各要件を満たしていると考えられます。

 最後に農地法第 18 条第 6 項の規定 (合意解約) による通知書の集計を報告致します。

 今回の合意解約件数は 1 件 2,694 ㎡でございます。

 内契約予定件数が 1 件 2,694 ㎡でございます。

 今回の 1 件すべて、次の契約が予定されております。

 これで第 3 号議案の説明を終わります。

○議長(福島求仁子君) 事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

(ありません)

- 議長(福嶋求仁子君) ご意見・ご質問等無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきましては、原案のとおり可決されました。

- 議長(福嶋求仁子君) 続きまして第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書12ページをお開きください。

売買希望が1件っております。売買希望番号1のあっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。

番号1の申請地の場所ですが、13ページをお開きください。図面中央の太枠斜線部分が申出地で、西合志カントリーエレベーターの北西に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、農業従事者であった配偶者が亡くなり、現在義理の息子さんが管理しているとのことですが、管理に苦慮しているため、農地を譲りたいとのことであっせんで申し出てきた次第です。

あっせん委員についてですが申出地区域の担当委員であります城委員、工藤推進委員をお願いします。

委員さんには、お手数をおかけいたしますが、契約に結びつくよう、ご協力をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

- 議長(福嶋求仁子君) 事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんか？

(なしの声あり)

- 議長(福嶋求仁子君) ご質問・意見等無いようでございますので採決を行います。

第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手(挙手多数)でございます。よって、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。

あっせん委員さんに置かれましては大変ご苦勞でございますがよろしくお願いいたします。

- 議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第1号報告、農地法第4条第1項第7号及び第2号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。議案書14ページをお開き願います。

今回の市街化区域内の農地転用4条届出につきましては2件の届出があります。

場所を説明します。議案書の15ページをお開きください。番号1と番号2は隣接しております。15ページ中央左側の斜線部分が届出地になります。西合志東小学校の北側に位置する農地です。共同住宅の建設及び敷地拡張による転用です。

次に第2号報告をご説明します。議案書の16ページをお開き願います。

今回、市街化区域内の農地転用5条届出につきましては1件の届出があります。

まず所有権移転番号1です。場所を説明します。議案書の17ページをお開きください。

こちらが番号1の届出地になります。南ヶ丘小学校の東側に位置する農地です。個人住宅への転用です。

事務局からは以上でございます。

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局から第1号・第2号報告、転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

- 議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第1号・第2号報告、転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

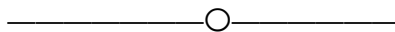
- 議長（福嶋求仁子君） 以上で全ての議案が終わりました。事務局へお返しします。

4 閉 会

○事務局長 長時間にわたります慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、「令和6年9月の合志市農業委員会総会」を閉会いたします。

皆さん大変お疲れ様でした。



閉 会 午後2時10分